号の十二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置」を「第二条第五号の十四のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置」に、「側面衝突時の感電防止装置及び」を「側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに」に、「側面衝突時の乗員保護装置」を「側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置」に、「後写鏡」を「後写鏡等」に、「速度計」を「速度計及び走行距離計」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

第二条第五号の五中「及び大型特殊自動車」を「、大型特殊自動車及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）」に改め、同条第五号の六中「及び大型特殊自動車」を「、大型特殊自動車及び圧縮水素燃料自動車」に改め、同条中第五号の十四を第五号の十五とし、第五号の七から第五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七　法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮水素燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第五条第一項の表第五号の十四中「第二条第五号の十五」に改め、同号を同表第五号の十五とし、同表第五号の十三中「第二条第五号の十三」を「第二条第五号の十四」に改め、同号を同表第五号の十二中「第二条第五号の十二」を「第二条第五号の十三」に改め、同号を同表第五号の十三とし、同表第五号の十一中「第二条第五号の十一」を「第二条第五号の十二」に改め、同号を同表第五号の十中「第二条第五号の十」を「第二条第五号の十一」に改め、同号を同表第五号の九中「第二条第五号の九」を「第二条第五号の十」に改め、同号を同表第五号の八中「第二条第五号の八」を「第二条第五号の九」に改め、同号を同表第五号の九とし、同表中

五の五　第二条第五号の五の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の六　第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の七　第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置	

を

五の五　第二条第五号の五の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の六　第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の七　第二条第五号の七の燃料タンク取付装置	第百三十四号
五の八　第二条第五号の八の衝突時の車両火災防止装置	第三十四号第三改訂版

に、「第二条第五号の八の衝突時の車両火災防止装置」を

第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置
第二条第五号の七の燃料タンク取付装置
第二条第五号の八の衝突時の車両火災防止装置

に改める。

第三号様式中

三十の二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十の三　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十の四　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	二十七万円

別表第一第四十一号中「（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。）」を削り、同表第四十二号中「（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）」を削り、同表第四十三号中「側面衝突時」を「自動車との側面衝突時」に改め、同項第百二十三号中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項本文」に改め、「のうち、運転者の視野」を削り、同表第百二十四号中「第四十四条第一項及び第二項」を「第四十四条第一項本文及び第三項」に改め、「のうち、乗車人員の保護」を削り、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同表第百二十五号を次のように改める。

百二十五　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	三十五万二千円

別表第一中第百二十六号を削り、第百二十七号を第百二十六号とし、第百二十八号から第百三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一備考第二号の表中

第八十五号	十二万五千円

を

第八十五号	十二万五千円
第百二十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　運転者の視野に係る試験　十二万五千円 二　乗車人員の保護に係る試験　十二万五千円 三　歩行者の保護に係る試験　十二万五千円

に

号の八」を「第二条第五号の九」に、「第二条第五号の九」を「第二条第五号の十」に、「第二条第五号の十一」を「第二条第五号の十二」に、「第二条第五号の十二」を「第二条第五号の十三」に、「第二条第五号の十三」を「第二条第五号の十四」に改める。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号中「基準に係る試験」の下に「（第三十号の二から第三十号の五までに掲げる試験を除く。）」を加え、同表第三十号中「基準に係る試験」の下に「（次号から第三十号の五までに掲げる試験を除く。）」を加え、同号の次に次の四号を加える。